
平成28年度第3回
評議会資料 #1

平成29年度三重支部保険料率

平成29年1月19日

 全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

1. 評議会の主な意見

平成29年度保険料率について

①	平均保険料率10%を維持すべき	14支部	○中長期的に安定した運営をするべき ○一度料率を下げてから上げることは加入者の理解を得るのが大変であるため、現状維持を求める ○毎年料率が変動するのは好ましくない
②	保険料率を引き下げるべき	14支部	○単年度収支均衡を原則として、引き下げられるときは引き下げて欲しい ○一定の準備金残高を保有するのであれば引き下げるべき ○協会や加入者等による成果を還元すべき ○加入者や事業主の負担を少しでも減らして欲しい ○料率の引き下げと激変緩和率の引き上げを組み合わせようか
③	①と②の両方の意見のあり	19支部	

激変緩和措置について

①	激変緩和措置を早期に解消すべき	2支部	○早い時期に解消し、各県の取り組みにより努力している部分をもっと保険料率に反映させるべき ○激変緩和措置については措置自体必要ないと考える。すみやかに解消すべき
②	激変緩和措置を計画的に解消すべき	25支部	○ <u>終了期限を見据えて激変緩和措置を行い、本来あるべき姿に戻すべき(三重支部)</u> ○引き上げを先延ばしすることは、後々の不確定要素を増やす。予定どおり10分の1.4ずつの引き上げでよいのではないか
③	激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかにすべき	7支部	○支部間の差はやむを得ないことだが、可能な限り広がらないように、緩やかな上昇を望む ○政令で定められてはいるが、平成32年3月末の激変緩和期限について、可能ならば、再度の措置期間延長を強く求めたい

2. 運営委員会での主な意見

運営委員会での主な意見	
1	依然として残る協会財政の脆弱性、賃金や加入者数の動向、さらに医療費、特に高額薬剤の動向などの不確定要素が多い。
2	平均保険料率の10%が負担の限界水準である。
3	保険料率を引き下げた場合、引き上げざるを得ないときの上げ幅が大きくなる。
4	頻繁な保険料率の上げ下げは行うべきではない。
5	一度平均保険料率を引き下げたとして複数年度は法定準備金を上回る水準を維持できるため、一旦平均保険料率を引き下げることを選択肢の一つである。
6	法定準備金が2倍以上に積みあがっているのであれば保険料率は引き下げるべきである。
7	保険料は加入者及び事業主が負担していることから、保険料率の決定においてはその趣旨が十分に理解いただくよう、丁寧かつ分かりやすい説明を行う必要がある。
8	現行の解消期限(平成31年度末)を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成29年度の激変緩和率は5.8/10とすべき。
9	激変緩和措置の解消期限は踏まえつつも比較的緩やかに解消を図り、最終年度で残りの分を解消すべき。

上記の意見を踏まえれば、平均保険料率と激変緩和率の組み合わせが想定される。

1. 平均保険料率を維持して、激変緩和率を毎年度均等に引き上げる
2. 平均保険料率を均衡保険料率の水準に引き下げて、激変緩和率を当面ゆるやかに引き上げる
3. 平均保険料率を均衡保険料率の水準に引き下げて、激変緩和率を毎年度均等に引き上げる

3. 平成29年度保険料率の基本的な考え方

前提条件

- 1 中長期的に安定的な保険財政運営が見通せるとともに、加入者や事業主、さらには国民にその理由をご理解いただける都道府県単位保険料率とすること
- 2 負担の限界である平均保険料率10%を可能な限り長期にわたって超えないようにすること
- 3 医療保険のセーフティネットとして国庫補助が行われているといった点も考慮し、制度的特性への影響についても配慮すること

判断条件

- 1 医療の伸びが賃金の伸びを上回る財政構造の脆弱性が依然として解消していない
- 2 賃金、加入者数、高額薬剤などの医療費の動向といった不確定要素
- 3 わずか4~5年で今よりも余裕のあった財政が窮迫したという歴史があった

平成29年度保険料率は

平均保険料率→10%を維持

激変緩和率→10分の1.4(均等)の引き上げを厚生労働省へ要望

保険料率の変更時期→平成29年4月納付分から

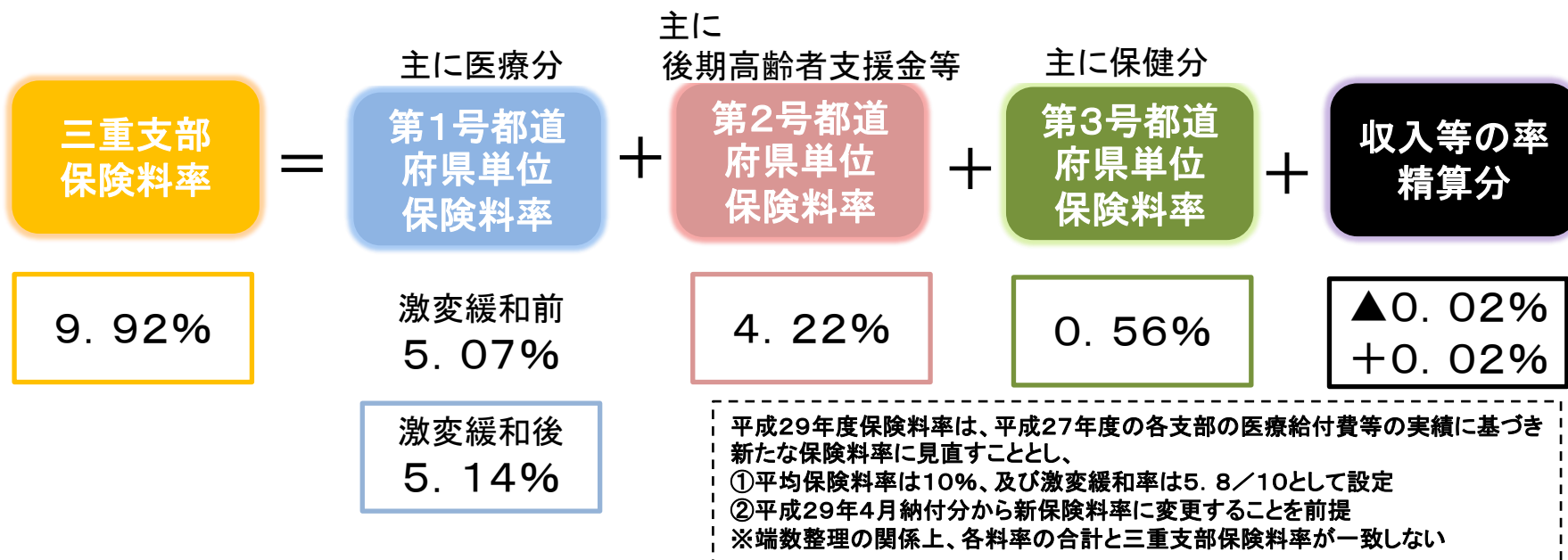
4. 協会けんぽ収支見込(医療分)

(単位：億円)

		27年度	28年度	29年度	備考
		決算	直近見込 (28年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (28年12月)	
収入	保険料収入	80,461	84,162	86,784	24-28年度保険料率： 10.00% 29年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,815	11,905	11,357	
	その他	142	149	148	
	計	92,418	96,216	98,289	
支出	保険給付費	53,961	55,963	58,386	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 拠出金対前年度比 + 640 + 520 } + 1,160 + 32 </div>
	老人保健拠出金	1	0	0	
	前期高齢者納付金	14,793	14,885	15,525	
	後期高齢者支援金	17,719	17,699	18,219	
	退職者給付拠出金	1,660	1,093	1,125	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,832	1,980	2,614	
	計	89,965	91,621	95,870	
単年度収支差		2,453	4,595	2,419	○29年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 29年度均衡保険料率： 9.72%
準備金残高		13,100	17,695	20,113	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

5. 平成29年度三重支部保険料率



	第1号 都道府県単位 保険料率 【激変緩和措置前】	第1号 都道府県単位 保険料率 【激変緩和措置後】	《全国共通料率》		収入等の率	精算 保険料率	三重支部 保険料率
			第2号 都道府県単位 保険料率	第3号 都道府県単位 保険料率			
平成 28年度	4.98%	5.08%	4.15%	0.70%	▲0.02%	0.01%	9.93%
平成 29年度	5.07%	5.14%	4.22%	0.56%	▲0.02%	0.02%	9.92%

※端数整理の関係上、各料率の合計と三重支部保険料率が一致しない

6. 平成29年度都道府県単位保険料率のまとめ

平成29年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.47	1
10.24	1
10.22	2
10.19	1
10.18	2
10.17	1
10.16	1
10.15	1
10.14	1
10.13	2
10.11	2
10.10	1
10.06	2
10.04	2
10.02	1
10.00	1
9.99	4
9.97	2
9.96	1
9.95	2
9.94	1
9.93	2
9.92	3
9.91	1
9.89	2
9.87	1
9.85	1
9.82	1
9.81	1
9.80	1
9.76	1
9.69	1

注.平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の5.8として算定

平成29年度都道府県単位保険料率の
平成28年度からの変化
(暫定版)

平成28年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.14	+196	1
+0.13	+182	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	3
+0.07	+98	2
+0.06	+84	3
+0.05	+70	2
+0.04	+56	2
+0.03	+42	3
+0.02	+28	2
+0.01	+14	2
0.00	0	3
▲0.01	▲14	6
▲0.02	▲28	1
▲0.03	▲42	2
▲0.04	▲56	3
▲0.05	▲70	3
▲0.07	▲98	1
▲0.08	▲112	1
▲0.10	▲140	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1

注1.「+」は平成29年度保険料率が平成28年度保険料率よりも上がったことを示しており、「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額;労使折半後)の増減である。

7. 協会けんぽ収支見込(介護分)

(単位：億円)

		27年度	28年度	29年度	備考
		決算	直近見込 (28年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (28年12月)	
収入	保険料収入	7,498	7,872	8,545	28年度保険料率： 1.58% 29年度保険料率： 1.65%
	国庫補助等	1,471	1,557	1,174	
	その他	0	0	0	
	計	8,969	9,429	9,719	納付金対前年度比 ⇒ + 411
支出	介護納付金	8,971	9,503	9,914	
	その他	0	0	0	
	計	8,971	9,504	9,914	
単年度収支差		△ 3	△ 75	△ 195	
準備金残高		276	202	7	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

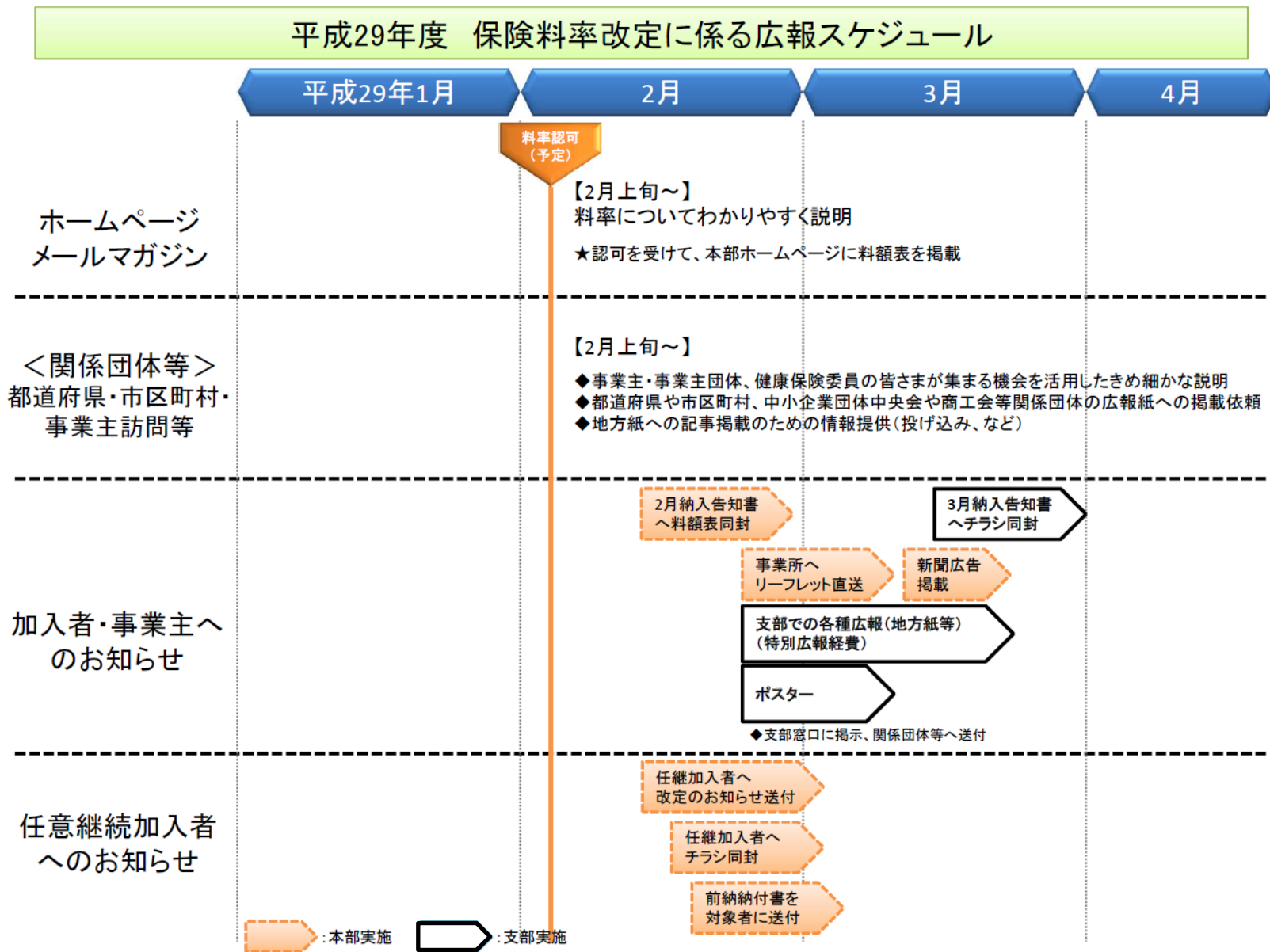
介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

29年度は、28年度末に見込まれる剰余分(202億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.65%(4月納付分から変更)とする。

標準報酬月額 280千円	介護なし(9.93%→9.92%)	介護あり(11.51%→11.57%)
平成29年3月分まで	27,804円	32,228円
平成29年4月分から	27,776円	32,396円
差額	▲28円	168円

※上記金額は、事業主負担分と被保険者負担分の合計保険料である

8. 保険料改定に伴う広報スケジュール



9. 保険料改定に伴う支部広報案

1. 厳しい財政状況のため、効果的かつ必要最小限の範囲とする
2. 「事業主向け広報」と「個人向け広報」に対象者を分けて実施

	主な広報媒体	内容	備考
事業 所 向 け	納入告知書同封リーフレット(4月分)	料率変更リーフレット	
	三重県社会保険労務士会	料率変更リーフレット	会員に配付
	三重県商工会議所連合会	料率変更リーフレット	各会議所にデータ配信
	三重県商工会連合会 会報誌	料率変更&医療費適正化記事掲載	
	三重県中小企業団体中央会 会報誌	料率変更&医療費適正化記事掲載	
個人 向 け	東紀州地区新聞広告	料率変更&医療費適正化記事掲載	南海日日、紀勢、南紀新報、吉野熊野新聞 大衆紙では広報が手薄になる伊賀・名張地区、東紀州地区を重点的に広報する
	伊賀市広報誌	料率変更&医療費適正化記事掲載	
	名張市広報誌	料率変更&医療費適正化記事掲載	
	尾鷲市広報誌	料率変更&医療費適正化記事掲載	
	熊野市広報誌	料率変更&医療費適正化記事掲載	
	紀宝町広報誌	料率変更&医療費適正化記事掲載	
	紀北町広報誌	料率変更&医療費適正化記事掲載	
	御浜町広報誌	料率変更&医療費適正化記事掲載	